

## 理事、監事に対する報酬等の支給の基準について

定款第 22 条に定めのある通り、役員は遂行に当たり費用を負担した時以外は、無報酬である。

### ※定款抜粋

第 22 条 役員は無報酬とする。ただし、業務遂行にあたり費用を負担したときには、総会の決議により、その費用を支払うことができる。